

東大寺領 美濃國大井莊 (上)

中村直勝

はしがき

それは大正九年春四月の上旬。思ひがけなき連日の雨の中を故三浦先生に隨行して東大寺事務所の一室に其の所藏さるゝ所の古文書を整理し分類して旬日の日を費したりしも、今は悲しき思出にすぎざるを悼む。爾來十幾年、頃年漸く其の影寫の業なりしを機會に、東大寺文書と名附け得べきものにして現在搜し求め得る限りを追ひ、それらの史料によつて東大寺文書の研究を試みんとするや切なるものあり。さきに其の一端を「歴史と地理」及び「國史學」に發表する所ありしが、茲に本誌上を借りて發表せんとする美濃國大井莊に關する小篇また其の一部たるものなり。而して本篇はもと史學雜誌に掲載を乞ひて其の許諾を得たりしものなりしが、いま本誌を借るに到りしことに關して、史學雜誌及び本誌編者諸彦の余に示されたる厚意を銘記せざるを得ず。記して以て感謝の意を表す。なほ本篇の初の部分は伊藤信氏編纂の大垣市史に多くの教示を得たるものなる事を記して謝辭に代へんとす。

一、本莊の成立

美濃國安八郡大井莊は現在地域大垣市を中心とせる地域にして長徳四年の注文に東西二十四町南北二十四町合せて五百七十六町と記せるを見れば、東西南北大凡四條四里に互れるものにして大垣市全部と、北方隣接中川村の一部(室、村中、村東、貝曾根)東方隣接三城村の一部(三塚、今宿)南方隣接安井村の一部(江崎、高橋)等を包む土地に當れり。勿論その廣袤四至に到りては時代によりて參差あるべきは言を俟たず。

大井莊と東大寺との關係が果して何年に如何にして發生せしかは充分信用し得べき史料を以て斷ずべからざるが如し。東大寺要録に收むる所の長徳四年注進の東大寺封戸並土地注文に従へば天平二十年十一月二十三日附の官宣旨中に「美濃國安八郡大井庄田五十町」と見ゆるのみならず、同年十一月二十日の勅旨によりて東大寺に施入されたるものゝ如く記して、此年に始ると見んとするが如けども、(而してそれには)「私勘云大井庄東西二十四町南北二十四町合五百七十六町」の注記あり)、果してこの長徳四年注進文の内容が信を置くに足るべきかに就いては再考の餘地ありと言ふべく、さればその記事によりて、俄かに其の起源を茲に求むる事は、困難なるべく、寛治元年八月十六日左辨官下文中に「件兩庄^{○大井茜部の兩庄}聖武天皇勅施入之後、三百餘歲之間……」と言ひ、永仁六年三月の東大寺訴狀案中に「五千戸封米者、以往之施入、一萬町水田者、天平之故事也、所殘九牛之一毛歟、其中大井莊此隨一也……」とあるに従ひて、之を天平勝寶元年聖武天皇勅施入封戸莊園の一部の如く見做さんとする

東大寺の主張あれども、これ亦、其の根據極めて薄弱といふの外なけん。また保元二年五月の大井菑部庄文書進官目錄中に「一通 大井庄勅施入文 天平勝寶八年」の句あり、保元二年八月二十二日東大寺請狀³⁾及び同年八月 日東大寺三綱請文案の中にも「大井庄天平勝寶八年」の句あるを以て、此年を以て東大寺に施入せられたりとする説⁵⁾もあれども、勝寶八年勅施入の原本が傳へられざるのみならず、勝寶八年説が不思議にも保元二年に主張せらるゝのみにして、其の前後の史料に少しも現はれざるは、寧ろ保元二年に勝寶八年を主張すべき必要ありし事を物語るものと見るべく、これによりて本莊が勝寶八年に勅施入せられたりとする事また少しく早計に屬するものと言はざるべからず。之を要するに、大井莊と東大寺との關係は、現存する限りの史料によれば、それを證明し得べきものなしと言ふべきなり。たゞ吾人の有する闕下意識の中に、何となしに奈良朝期に其の關係既に存せりとして大差なきに非るかとする一想定の存するあるのみ。然らば文獻の上に於て大井莊の存在の明かに認め得るものはと云へば、保元三年四月十五日左辨官下文に「應任延久官符、領掌東大寺領二ヶ處事」とありて、その中に、

一處 安八郡大井莊

四至 東限町墓志墓 南限志墓並十五條南繩
西限十六條二里 北限十三條北繩

件庄承和十四年坪付注四至内、見地二百五十町。内、見作五十七町三反、天延元年寺家帳注田五

十町

とあるを以て之に充つべく、然らば承和の頃には之を確認し得べきが如し。更に東大寺との關係を明徴し得るは都維那法師の注進せる天曆四年十一月二十四日の東大寺領目録に「美濃國安八郡大井莊、五十三町九段百八十歩」とあるを最初とすべきが如く、『東大寺別當次第』の第四十七代權大僧都觀理の條下に安和二年濱を以て大井莊に入るべき由の牒を國司に遣はせる事を記せるもの、之に次ぐとすべし。而して其の濱なる地點が何れの地なるかは今問ふ要なし、當時漸く揖斐河流域の變化によりて河床の陸地となり、蘆原となりし土地を濱と稱せしものと想定すべく、大井莊なる名稱と共に、揖斐河抗瀬河を生成の母胎とも言ふ本莊の有様の一斑を窺知するに足るべく、而して本莊の四至が常に不確實の感を免れざりし原因も、また其所に存するものとすべきなり。即ち揖斐抗瀬兩河の、特に揖斐河が産み出せる土地の變化増加によりて、常に四至境域に變化を來せしものと見るべく、やがて長徳四年の注進に東西四里、南北四條面積五百七十六町と算するに至れる程の廣大なるものとなれるならん。但し其の地域の中に幾分かの公領が含まれしなるべき事も、想像に難からざる所なり。

(註) 1 國史研究室所藏 2 京都帝國大學國史研究室影寫本(以下單に研究室本といふ)第十三册所收 3 研究室本第十一册所收

4 股野琢氏舊藏文書 5 大垣市史上卷二九頁 6 内閣文庫所藏「美濃國古文書」第一卷 7 大垣市史所引新撰美濃志所收東大

寺文書

二、莊園の確立

云ふまでもなく莊園の成立は國庫收入の減少を意味す。其の最初に當りては、法規の認めたる範圍内の墾田を所有する事なれば、開墾田増加は耕種反別の増加となり、國家としても大に獎勵すべき事に屬し、また實際上開墾を獎勵したりしものなれども、とかく其の定められたる制限の嚴守され難く開墾者はやゝもすれば法規を超えて多數の墾田を私有せんとし、殊に神社寺院が、權門勢家を中心とせし最初の莊園組織の中に姿を現はし、その間に介在するに至りては、莊園は一面に社寺領としての性質を兼備し、社寺領として享有する各種の特權を具するに至る。社寺領の増加は權門勢家領の出現以上に國庫を脅すもの、従つて國衙としては極力、其の出現を監視し阻止し、一步も法規を出でざらしむるを以て最も必要な事とし、それに努力すべき事を以て國司としての最大任務とすべきなりに拘らず、王朝時代國司の多くは、奸譎猛惡にして阿諛を事とし私腹を肥やさんがためには如何なる無道をも敢て拒まず、私利のためには好んで權勢家に迎合し、有力なる社寺に對しては決して反抗せしものに非ず、寧ろ好んで其の爪牙となり、權勢家並びに社寺の非法を却つて助勢し、援助したるものまた鮮少なからず。さればとて國司のすべてが悉く本所領家の便宜を計り、權門勢家の願便に甘んじ、大社巨刹の命令を遵奉せるものには非ずして、少しの間隙だにあらばそれに乘じて其等の莊園が享受する所の各種の特權を奪ひ國宰の命を聽かしめんと努力したるものも亦相當に多かりしものにし

て其の意味に於ては、莊園所有者にとつて最も面倒臭き厄介者は中央政府に非ずして、地方國衙なりしなり。例へば久安四年八月藤原頼長が其女多子を入内せしめんとし其の費用を諸國に賦課せんとし鳥羽法皇の御名を藉らんとしたる事の如き¹⁾、前關白忠實の子、時の攝政忠通の弟にして現に内大臣の要職にある人すら、國司の拒否を虞れて全く如此き方法を撰ばんとせざるを得ざりしなり。但し、その國司のかゝる態度たるや、莊園の弊を矯正するが如き健全なる理想のありて然るに非ずして、只一に自己の私腹のために計れるものたりしは勿論なり。従つて、王朝期、殊に其の後期に於ては、地方國司と中央本所領家との土地に基く交渉は、頗る繁雜晦澁を極め一定の原則ありて之を律し得べきに非ず、時に臨み場合に應じて參差の甚だしきものあり、其點からも莊園研究の容易ならざる事を痛感せしめ吾人を惱ましむるものなるが、當時の政治家また其の係争に惱まされしものにして、天永二年十月五日に莊園記録所が新に設けられし専ら「國司與本家相論之時、可檢知云々、不申上者、強不及沙汰歟」と記さるゝ如く、國司と本家との訴訟を取扱はんとするものにして、延久のそれと其の名は同じけれども、其の質に於て大差のあるを知るべく、ために相當の効果を收めたりとは思はざれども、爲政家が此の問題に就いて苦慮せし事は凡そ察すべきものあるべしと思ふ。

而してかゝる雰圍氣に於て、大井庄は如何にして完全に寺領としての權利を確保して行くか。

先づ第一に國役を如何にして免れんとするか。

前記せる如く、大井莊が如何なる徑路により何時の時代に寺領に編入せられたるかを詳知し得ぬ吾人は、東大寺領としての姿を僅かに長徳四年の注進に發見するに至りしも、それもたゞ大井庄の面積を知るに足るのみにしてそれを以て東大寺領たりし證とするには、なほ一樣の不安の濼ふを否む能はず。されば史料らしき史料としては天喜二年十一月十七日の美濃國司應宣案³⁾を第一のものと推さるべからず、而してそれによれば美濃國司たる大介高階朝臣は美濃國內にある東大寺領たる大井莊並茜部莊の莊司に對して、此の兩莊より提出すべき地子物は、去年免除せる先例に任せ、本年も國衙への進納を免除する代りに、東大寺の使者の所勤に隨ひて東大寺に辨進すべき事を命せるものなり。文意簡にして、其の前後關係を把握するに苦しむ所なれども、推ふに大井茜部兩莊ともに、地子物を免除して寺領への進納が少くとも前年以來行はれしを以て、その先例に准據せしものなる事だけは明瞭なりとす。

天喜三年三月十三日五畿七道に對して官符を下され寛徳二年以後の莊園は券契の如何に拘らず之を禁遏し、永く停止せしむる事を命せられたり。新立莊園の停廢は、國司としては管轄部内の莊園を整理し、時に或は收公し、公廩稻の増加を計るには恰好の機會とも思はるゝものなりしかば、部内の檢察には力を致せしものありしなるべし。我が美濃國司の如き其の隨一にして大井莊は茜部莊と共に檢註せられたりと見え、東大寺は其年十二月二十一日奏狀を上りて、「本寺は此の兩庄よりの用途を以て

法華會の布施と修理作料とに宛て用ひつゝあるものなるに、一方に於ては、近代の國司の常として莊園の抑廢を宗となし國役を宛て課せんと努め、且つ他方に於ては、時代推移して人心墜落せる結果、佛法を忽諸に附し本寺を蔑示するために、それらの收入何れも合期の辨を期する事能はず。而して本莊は何れも除租帳格以前の建立たり、且つはまた官省符の土地にしもあれば、早く官使を遣はして四至を定め勝示を打ち、以て國使の入部を永く停め、且つ國役を一切免除し、本願聖靈の歎慮に従はしめられん事」を求めたりしかば、翌四年閏三月二十六日左辨官は下文を美濃國司に下し、舊の如く堺四至に勝示を打たしめ、國使不入、雜役免除の特權を承認すべきを命せり⁴⁾。越えて翌五年十月十日美濃國司は左辨官に解を奉り、その天喜四年閏三月二十六日の宣旨に對する請文を出し、「任宣旨狀、如舊、堺四至已畢、兼不入國使、可免除雜役之狀、所請如件⁵⁾」とて官符の命を奉せり。これ一莊に對する國司の執るべき手續の一齣にして、其事に關しては次に述ぶる所あるべし。而して康平元年九月二十一日の大井莊解中⁶⁾には、檢田使供給料を細々と注進せるものあり。是れ即ち先の宣旨に任せて官使が檢田せしための糧物に外ならざれども、吾人が此の際知らんと欲するは、其の糧物の數量如何に非ずして檢田使檢注の結果、判明確定せし土地の實數幾何なれども、悲しい哉、夫を知るべき史料現存せず。

〔註〕 1 台記別記 2 中右記 3 影寫本東大寺文書（もと史料編纂所にて採訪影寫せるものゝ、再び複影寫して國史研究室に架藏するものゝ、假りに、斯く呼ぶ。以下單に影寫本と呼ぶ）第十一冊。而してこの影本文書にありてしかも現在に於ては其

の原物を見出し得ざるもの相當の數に達すべし。即ち嘗ての採訪後、吾人の採訪以前に逸失したるものなり。 4 内閣文庫

所藏美濃國古文書第二卷及第三卷所收、延久三年六月三十日太政官牒案及研究室第十一册所收天喜四年閏三月左辨官下文案

5 同上第三九册 6 同上第九册

大井莊と國司との關係は康平年間に到りて、最も明瞭に知るを得べし。即ち康平三年三月八日並びに同年六月二十二日左辨官は、下文を以て、大井莊四至内に國衙使の入部を止め、且つ雜役を宛課すべき事を停止せしめしが、更に翌年閏八月七日に左辨官下文ありて檢田使の入部を停め、防河役御馬役以下色々雜役を課する事を堅く禁止する所あり、國司はそれに對して同閏八月二十日、一方に於ては太政官に對して解を出して官宣旨を請け申したる事を言上し、他方に於ては安八郡司に對して官宣旨を傳へて其の實施を求むる所あり。これに對して郡司は解を出して其の旨を遵守すべき旨の請文を出すべきが通則なれども、今はそれを失ふ。超えて同年十一月五日に左辨官は下文を以て國使の入部を禁じそれに對する國司請文は三十日に出されたるものあり。殆んど同様の手續が、その如此く繰返されたりしは、思ふに此間に國司の交替ありしたためにして、閏八月中の手續と十一月以降のそれは、國司が同一に非りしたためならん。

其の事に關聯しては延久三年六月三十日太政官符案、同日太政官牒案、同年七月二十二日美濃國符案、同年八月十一日美濃國司解案、並びに承保二年十二月二十八日左辨官下文案、同三年二月十四

日美濃國司廳宣案、三月二十六日美濃國符案、同月二十七日安八郡司解案の如きは、前の場合と同様に、國衙使の入部及び雜役の宛課を禁止するに至る手續のものにして、その同じ様な手續が度々に繰返さるゝ事は、(それらの史料が何れも案文なるために充分の確言は許されざるも)思ふに國司の遷替毎に同一の手續が幾度となく、新にせられしものと見る外なかるべし。而して、もし果して然りとせば其の煩や堪えざるものと言はざるべからず。王朝時代地方行政の實の擧らざりしも亦、此の方面よりも説明し得べきならずや。

後三條天皇即位し給ふや其の高遠なる卸理想を實現し給はんとする第一着手として莊園の整理を企て給ひ、延久元年二月二十三日、寛徳二年以後新置の莊園並びに其の以前のものと同雖も券契不明にして國務を妨ぐるものは之を停廢すべきを命じ給へり。蓋し、これよりさき新立莊園の停止は、延喜二年三月十三日の太政官符以後永觀二年十一月二十八日の格後莊園の停止⁶⁾あり、春記長久元年五月二日の條には此の日、朝廷に於て諸國莊園の停止を議し、天皇、關白賴通との間に何年以後とすべきかに就きて相議し給ひ、終に國司當任以後と定まりし由の記事あり、また越えて寛徳二年には五畿七道諸國に官符を下して前任國司中以後の新立莊園を停止せしめ、若し國司にして其命を奉せざるものあらば見任を解却し、且つ永く叙用せざるべきを以てしたる事もあり、⁷⁾天喜三年三月十三日にも官符を下して寛徳二年以後の莊園を禁遏せし事は前說せし所なり。かくして其の歴史的足歩を辿れば後三條天皇の

場合の如き、前代以來の政策を踏襲し給ひしもの、如く見ゆるも、實は決して然りしに非ず。前出の何れの場合にも就いても看取し得る事は、其の實效頗る擧らざりし事にして、そは政府に於て必ずその制策を實行せざれば已まじとの決斷のありて存せるに非しに依る。これ常に政府の當局者自らが新立莊園の本所となり領家と仰がるゝ攝關家なりし上に、天皇また藤原氏を外戚とし給ふが故に、新立莊園の停止は言ふべくして實行し難かりしものなりしは、彼等と雖も自認せし事なるべく、或は單に政治の一形式として新立莊園の停止を毎度命令せしに非るか。而してそれは天皇を基準とすれば先帝の御宇のものまでを認容し、國司を基準とすれば前任國司以後のものを認めずとするに至れり。是れ一は先帝を捐せざらんとする聖上の至孝を現はし、他は前任者の非を改めんとする政治家の本能を巧みに運用せしによるとは言へ、其の發令者も其の受令者も偕に其の實施を念慮に入れしものなりしや、疑ふべきなり。

然るに後三條天皇の場合は、其の外戚に憚るべき攝關家を有し給ふに非ず、寧ろ攝關家の勢力を奪取すべき絶好の機會とすべきなり。加ふるに天皇は其の命令の遂行を期せんがために記録莊園券契所を新に太政官廳の朝所に設け、莊園の公驗を檢知し、些かたりとも不當の存するあらば嚴しく停廢を命じ給へり。前關白賴通が天皇に奏上せし言の如き、如何に彼が甚しく困惑し戰慄せしかを示すものと言はざるべからず。

扶桑略記、百鍊抄等によれば寛徳以後新置莊園の廢止を發表し給ひしは延久元年二月二十三日の事に屬すれども、延久二年七月二十四日の左辨官下文中に、茜部庄の桑島を國領とすべきか否やの問題に關して「依去年二月二十二日官符、所檢注也、然而、寺家不下遣公驗之上、官底被沙汰券契之間、相待裁下、未定免否」と言へる句あり、或は既に其の期日前より太政官符を諸國に下して莊園の檢注を命じ給へるものありしなるべく、延久元年二月二十三日に突如として聲明せられしに非りしなり。

記録所を置き給ひしは閏十月十一日の事に係る。而して記録所は即ち諸社寺並びに本所領家の莊園を祖上に上せたりしものゝ如く、大井莊も將に收公せられんとするに至れり。されば東大寺はそれに對して大に辯論これ努め收公さるべきに非る事を陳せしかば、太政官は美濃國司に下問を發したりしが、それに對する國司の解によれば、「兩庄大井と茜部とをいふは共に本免各二十町の外に籠作田六十八町餘に及び、しかもそれは庄田と稱して國務に従はざるものなり。伴の庄田の内三十餘町は前司藤原定房の任中に奉免する所、また三十町は前任國司源師良が任中に御封未濟代として奉免する所なれども、其の年限何れも起請以後の加納なれば、記録所の主旨に従ひ、收公すべきもの」なる事を答申し來れり起請以後の意味は、恐らく寛徳二年以後の謂なるべし。且つ其の言ふ所、茜部庄と共にせるを以て、籠作田が何れの庄に如何計り屬するものなるやをも明確にする事能はず、或は其の邊に國司の術策の含まるゝものに非るかを疑はしむる所なれども、何れにしても國司は各二十町の外は起請以後の加納

なれば、收公すべきものなる事を主張し來れり。權大納言源經長は、勅を奉りて其の國司の申狀を東大寺に移牒し、寺家の辨申を求めたりしは延久二年七月七日の事なり¹⁰⁾。

寺家はそれに應じて「四至内の事に就いては度々宣旨官符等を下されたるものにして、國司の言ふが如く、しかく新しきものに非ざる事」を辨じ申せしを以て、太政官は改めて延久二年七月二十四日辨官宣旨を以て、もし果して然らば件の宣旨等の證據となるべき文書を官に進むべきを命じたり。寺家が果して太政官の要求を滿すに足るべき宣旨類を提出せしか否かは明かならざれども、恐らく四至内に關する限りに於ては、相當の公驗を保有せしなるべく、其の結果延久三年六月三十日には、重ねて宣旨を下され、四至内を安堵せられしを以て、官使、東大寺使、在廳官人等、立合の上舊の如く掣を定め四至に榜示を打ち、官使遞送、國檢田使等の所役は永く停止さるゝ事となり。

乍併、記録莊園券契所は頼通以下の排撃甚しく、且つ後三條天皇も在位僅かにして讓位さるゝの已むなきに至り、再び莊園の弊は世を被ひしものと思はるれど、白河天皇は御在位の間、敢て新立莊園の事に觸れ給はずして、他日機に至るを得ち給へり¹¹⁾。其の機とは他なし、攝關家の制肘を離れ叡慮のまゝに事を行ひ得る日の事にして、そは上皇として院政を嚮す日の外なし。白河院が古今東西に類例稀なる院政を創め給ひしは、全く其のためにして、院政とは、やがて天皇親政の時代が出現すべき事を豫約せんとする政體なりと惟ふ。攝關政治より天皇親政への一階梯なりと見んとす。

かくて大井莊に關しても延久以來の問題は、引き続き論議せらるゝ所ありしと見え、寛治元年(或は應徳三年かも知れず)の頃、再び國司は本莊に對して檢田使を入部せしめ遞送役を宛て課し、且つ其の結果本莊の本免は二百五十町、加納百六十町餘なりと注進したりしかば、東大寺は寛治元年七月二十七日解を奉り、延久三年六月三十日の宣旨を引用し、前々國司藤原定房はその任中、無實なるに拘らず加納と稱して收公の計をなしたれども、朝廷の認容する所とならずして、官使遞送役、國檢田使等一切停止せられ、加納田に就ての訴訟は既に確定し畢れるもの、それに就いての宣旨は先院當院の二代に互り重疊せるものなり、然るに其後未だ幾もなき今、本免二百五十町、加納百六十餘町と言へるは最も甚しき無實にして、本免二百五十町の事は承知十四年の寺家用途帳にも既に注載する所に於て、今回加納百六十町と稱し之を收公せんとせるが、それは何人の任、何年の加納たるや、もし果して加納が眞なりとせば、其時の國司何故に其の手續に及ばざりしか、これ即ち大井莊内に段歩も公田の籠作なき證左なるに、當任國司何の故ありてか此の訴を致す、或は郡司阿黨して國司之を訴へ申すか、寺家の大愁、斯に過ぐるはなし、早く延久三年の官符に任せて官使遞送國檢田使を停止せられよと要求する所あり。それについて太政官に於て詮議の結果、大井莊の四至内に對しては延久三年の官符を認むるも、「於四至外者、慥檢注、若又四至内、有相交公田者、先注子細、相副證文、經言上」べき事を美濃國司に官宣旨を下せり。¹²⁾

而して本文書中に本免田二百五十町歩といへる莫大なるものが承和十四年寺家用途帳見地注載する所なりと言へるものあれども、其の根據となるべき文書の原本は發見されず、恐らく寺家の弄策なるべきも、長徳四年注進の五百七十六町歩よりも遙かに少數なり。また加納百六十餘町の如き、最も注視すべき件目たるべきも、寺家は、やがては何等かの術策を講じて、この加納田に對しても本免同様の特權を獲得し、四至の擴張を企つべきは、必せり。

東寺百合文書中に一通の官宣旨あり、不幸にしてその首尾を缺くを以て何年のものなるやを知り得ざれども文中「大納言源朝臣俊明宣、奉勅……」の句あるにより康和二年七月十七日以後永久三年十二月二日以前、恐らく天仁年間と推定し得べきものなり。それに従へば、其後としても國司の本莊に對する壓迫は絶へざりしものと見え、東大寺は「國司雖企收公之計、寺家每訴申、輒蒙裁許、被下、ロヤ倫言、前後重疊十六ケ度也」と言ひ、「就中後三條天皇延久の比、記錄莊園券契所の査定によりて大井莊四至内の作田は多少を論せず、すべて寺領と認められ、國郡司の妨を致すべからざる由の官符を下され、其旨已に竹帛に垂れ、最も規模とするに足らん」と揚言し、且つ更に言を續け、「然るに當任國司宣旨を申下して寛徳以後新立莊園並びに加納田島等を停止すべしと言ひ、本莊をも一樣に其中に加へんと試みつゝあれども、大井茜部兩莊は、起請以前の創置に係り、數百の年紀を送り、四至の内咫尺の公地なきに拘らず、郡司等阿黨をなし、謀略を巧み、加納ありと注進するを以て、新任國吏偏へに

收公せんとす、然れども、もし延久官符以後に四至を改變し、勝示を新にしたるものあらば、加納の疑を挿む事其の理なきに非れども、若し然らざるに於ては、郡司の注し申す旨、全く據る所なし。故に子細を勒して奏聞を経れども、それに對する國司の陳狀とかくに逗留し、ために民烟の農桑殆んど懈げんとす。今に於ては、直ちに官使を遣はし、寺家使・在廳官人・郡司等相共に各々所帶する文書を披き四至の古迹を尋ね、加納の有無を檢され、舊例に任せて宣旨を下さるべきなり。抑、當時は舊部庄を以て學生百人の衣服料に宛て、大井莊を以て法花・花巖兩會の料所と爲せるものにして、此兩莊の乃貢なければ、往古の聖迹、永く斷絶すべく、寺家の陵遲偏へに斯事に在るべし」と主張して官に迫れるを以て、大納言源俊明は敕を奉じて官使を遣はして寺家使者と共に延久官符の旨に任せて裁定すべきを命じたり。然るに美濃國司は、それ反駁を加へて、「今度下されし宣旨によれば當國所在の莊園は起請の前後を論せず、先づ在廳人の報告を官に進め、裁下を相待つべきである」を主張し、寺家の法を守らざる不逞の態度を難詰する所ありしが、果して如何に進展せしやは文書に缺くを以て不明なり。さりながら、此の文書に於て吾人の學ぶべき事は、前にも言へるが如く、國司が努めて不正の莊園を整理せんとせし事、及び太政官は必要に應じて新立莊園の停廢を國司に命せる事にして、本文書中にも「爰當任國司、申下宣旨、併可停止寛徳以後新立莊園並加納田畠等者」と記せるものあるは記憶さるべきなりとす。それと併せ考ふべきは『中右記』嘉保元年四月二十五日に見ゆる美作守藤原基隆

が新立莊園停止の敕を降されん事を申請したる事件にして、基隆は同年二月に國守に任命せられしかば、任初の國務として新立莊園停止を企てしものゝ如し。又『長寛勘文』に見ゆる所によれば、甲斐守藤原忠重の目代中原清弘が任國に下向せんとしたる時、寛徳新立莊停廢すべき由の宣旨を賜はりしかば、彼は「此宣旨波常事候、一定可停廢莊々注進、可令蒙重御定給」と國司に言上し、其後、任國より度々其の事に就いて注進する所あり、京都よりも停止すべき莊々を指定し來り、其中に八代莊の名も見えたる由記せり。茲に言へる「常事候」の解釋に就いては一言せざるべからず。史學雜誌第三十四編に收めらるゝ川上多助氏の「平安朝の莊園政策」てふ論文中にこれに言及し、「これは「常事候」と言ひ棄てて注意を拂はず、……新立莊園停止の宣旨が如何に地方官によつて取扱はれて居つたかを知るべき資料となるであらう」と云はれ、且つその少しく前に「徒法空文は平安朝の法制に附いて纏はる現象であるが、新立莊園停止の宣旨も亦、一片の形式的辭令となつて、宣旨に伴ふ政治上の威信は全く缺けてしまつた」として清弘の八代莊に關する記述を引用せられたる所論は、先輩言として大に敬服すべきものなれども、一步を退きて考ふれば平安朝の法制が多く徒法空文に過ずして實效力を伴はざりしものなりし事に就いては敢て吾人も異論を挿まざれども、現に此場合に就いて見るも明かなる如く寛徳以後新立莊園廢止の主旨は遵奉せられ、八代莊は廢止さるべき運命に達したりしなり。されば清弘が「常事候」と言へるは輕蔑的な意味を以て言へる言に非ずして、「言ふまでない事です」とでも謂ふ

べき承諾の意を表して申したる言葉と解すべきに非るか。それと併せ考ふべきものに東寺百合文書ミの部に收むる康和二年五月二十三日左辨官下文中に含まれたる康和二年三月三日東寺解あり、それは丹波守高階爲章が寺領大山莊を收公せんとする論旨を駁して「當國司爲章朝臣、猥因准寬德二年以後新立莊園、不辨古今理非、致收公、無其謂」と言へる言あり。其の理非はともかくとして、國守爲章が國司としての當然の任務を果さんと試みしものに外ならざるべき一證たり得べし。或はそれに就いては、嘉保康和と長寛との間に六十年の差あるを以て、嘉保康和にはまだそれだけの熱心努力存せしも、長寛に至りては消滅したりしに非るかとも解釋し得べきにも似たれども、よしや常事候を輕蔑の辭と解するとも、此の兩者の態度の差異を歴史的推移と考へずして、寧ろ「人」の差異と解すべきを妥當なりとす。況んや長寛亦新立莊園停廢に努力せし實跡の存するに於て、たゞ單に徒法空文として捨て去るべきに非ざるべく、或は實際上の效力に於ては空文化しつゝありし事を認むるとも、また或は爲政者の中には空文として省みざりしものもあらんも、それにも拘らず、また中には實績を擧げんと努力せしもの皆無とは言ふを得ざるべし。王朝末期以後の地方官の悉くを私欲の權化と看做し、すべての法令を空文と斷ずるは、吾人の強く反對せんとする所なり。

かくは言へども、國司の土地取締は、徹底的に實行されしものにも非ず、寺家またあらゆる方策を講じて莊園の擴大を企て、ために四至の問題は、恒に各種の莊園管理者を惱ませし問題たり。本莊の

如きも、其の四至、其の面積に關して、絶えず係争を生じたるものなるは論ずるまでもなき事にして従つて其の莊園の有する田數の如き、之を明かにし得ざるを常態とす。

*

*

*

*

*

*

後白河天皇の即位し給ふや、保元元年閏九月十八日、莊園取締等に關する新制七ヶ條を下し給ひしが、其第一條に久壽二年七月二十四日(天皇踐祚の日)以後の新立莊園を停止し、第二條に於て社寺院宮諸家莊園の本免外なる加納田餘田を悉く廢止せしめ、第七條に於て東大寺以下十大寺の寺領並佛用途を注進すべき事を命じ給へり。¹³⁾茲に於て東大寺も保元二年五月二十九日を以て大井茜部兩莊に關する文書を進官したりしが、其中に天平勝寶八年の大井庄救施入文なるもの見ゆ。然るにその救施入文に見ゆる四至と延久三年六月三十日宣旨¹⁴⁾に伴ひて出されたる太政官符に記さるゝ所の四至との間に頗る差違ありしを以て、直ちに其の子細を辨申すべき由の命令は同年七月十三日發せられ、二十九日に東大寺に到着したり。寺家は則ちそれらの文書は印藏に祕藏しあるものなるを以て、輒ち使者に附して進上する事適はざれば、四至相違の子細は追て注進仕るべき旨の請狀を出して、一時を糊塗したりしは同年八月二十二日の事なり。¹⁵⁾而して此の問題の解決は今後を俟つべきものなると同時に、今はその史料散逸して傳はらず、且つ明快なる解決のあるべくもあらざるを以て、茲に一旦打切りて眼界を他の方面に向けんとす。

〔註〕

1 内閣文庫美濃國古文卷第三卷所收 2 同上 3 同上 4 同上 5 何れも同上所收 6 日本紀略。記事簡にして「格後」の意を明かにし得ざれども、延喜二年三月十三日の太政官符を指せるに非るか。未得勘。 7 勘仲記弘安十年七月十三日所收治

暦元年九月一日太政官符。茲にも「前司任中以後」なる文字あり。蓋し國司の新任するや、其の始めは努めて國務を妨ぐるものを排除せんとし、莊園の如きも停廢に努力するものなれども、其任の將に強たんとするや、却つて新に莊園を興立するもの多かりしを以てなり。寛德三年の官符にも「……而及得替期、更以興之、又臨止終年、新又加之……」の文字見ゆるは

其間の消息を説明するものなり。 8 愚管抄 9 研究室第十二冊 10 同上第十冊 11 史學雜誌第三十四編に收めらるゝ川上

多助氏の「平安朝の莊園政策」の中に「白河天皇の御在位十四年の間には新立莊園については餘り議論も起らなかつたやうである……」と言へる言辭に就いて、もし其の意味する所が、天皇御勵精の結果、朝廷の綱紀振肅して、ために起らざりしとの謂ならば、吾人と見を異にするを悲しむ。白河天皇御在位中は新立莊園の問題起らざりしにあらす。起し給はざりしなり。起し給へばとて、攝關家の力強大にして到底其の目的を達し給ふ事の叶はざるを熟知し給ひ、忍従して他日を待ち給ひしものに非るか。そこに白河院によつて創められし院政の原由、伏在するものと解せざるを得ず。 12 國史研究室所藏東大寺文書 13 兵範記 14 研究室所藏東大寺文書第百十三號後欠太政官下文案中に含まる。 15 研究室第十冊

三、課 役 の 免 除

四至内の作田は偏に寺領として國郡の妨を致すべからざる所なるは、已に竹帛に垂れ尤も規模とするに足ると揚言して國衙より漸く獨立したりし大井莊は、次に重大なる二課役よりも脱避する事を得たり。一は全國的なりし伊勢神宮役夫工役にして二は地方的色彩を帯ぶる防河役なり。

延久三年五月十九日諸國の社寺領に對して伊勢造宮料物を課する事を停止し、本免の外、籠作田は此限に非ずとして以來、大井莊亦造伊勢神宮役夫工米を免除されしものなるは言ふ迄もなき所なれども

この社寺領の把持する特權なるものは、一旦その宣旨を得たらんには恒久的に繼續さるべき筈のものなれども、實際に於ては然らずして、本所領家側からは爲政者の代の替る毎に、新なる禁制を得て其の效力を更新せんと企つるを常とせり。殊に天永二年十月五日鳥羽天皇の記録所が事務を開始し、國司と本家との相論を検知するに至るや、本莊も亦、其の餘波を受け、國司は前例を破りて伊勢大神宮役工夫を宛て課せん事を奏聞したりしかば、寺家は天永二年十二月二十二日解を奉りて其非を訴へたりしを以て、翌三年二月七日の官宣旨¹⁾によりて國司よりの課役は停止されたり²⁾。

それにも増して地方色を帯びて興味を惹くものは防河役の事なり。美濃國特に大井菑部の地が木曾川・長良川・揖斐川の流域にあり。就中、大井は揖斐川に近く接し、其の河流の養培する地域にあるを以て、河水の氾濫は最も力を竭して防がざるべからず。是の地に防河役の發生する所以なり。而して大井莊に對する此の課役は天仁二年九月十四日の左辨官下文³⁾に見はるゝものを以て文獻の初見とす。それによれば、天仁二年八九月の交に、國司は防河役と稱して課役を課したりしと見え、九月三日東大寺は解狀を以て、「本莊に對しての防河役は往古以來その事なかりしが、長久康平の頃に國司先例に背きて濫りに其役を課したりしを以て、寺家其の子細を注して言上せし所、停止すべき由の宣旨を下されたり、然るに近年また其の責あるは以の外なれば、早く先例に任せて其催促を停止せらるべき事」を求め、停止宣旨の副本を具へて願出したりしを以て、九月十四日大納言源俊明の名によりて

大井並びに茜部の兩莊に對して防河役を免除すべきを命じたる官宣旨は、美濃國司に宛て、出され、前に引用せる天永二年二月七日の宣旨亦、伊勢役夫工米の外に防河役の免除をも併せ認容したり。されども問題はそれを以て完全に解決されたるものには非ずして、再度三度、繰返して論議さるゝ性質を帯ぶるものなり。

正治元年八月京師に於ては、大雨しきりに降り、天下損亡を憂ふる事甚しく、その二十四日には朝廷に於かせられては止雨御祈あり、次で七社並に十社に奉幣し、東大寺興福寺延曆寺に仰せて仁王經を轉讀せしめ以て霽を祈り給ふ事ありしも其效なくして霖雨は九月の末にまで互り、單に京師に禍せしに止らずして遙かに播磨國越部庄の如きにも及び、洪水山崩のために殆んど全滅の悲運にあひ、⁵⁾廣く全國に其の殃は及びたりしかば、美濃國また其の被害地たりしものと見え、揖斐川の堰堤も破壊されたるを以て、其の修築は國司の苦慮を要するに至り、その費用を堰堤役と稱して大井莊以下に宛て課したり。東大寺に於ては大に其理なきを抗辯して免除せられん事に努力したりしも、未曾有の損害にして一國の興亡にも係る程の課役として、公領莊園の別なく、すべての相協力によりて再び河伯の難なからしめんとするものなれば、容易に免除の特權を附與さるべくも非ず、寺家は聲を大にして「……今背往代不易之舊例、慥可勤其役之由、被仰下之條、豈可叶聖武天皇之御遺志哉、豈又寺家御新造之本意哉」と言ひ、更に賴朝の大佛殿再興の本願に絡ませ「大井莊堰堤役、今度被免除者、兩箇大

會用途無妨、滿寺之諸衆觀善開眉」との寺解⁶⁾を正治二年後二月日附を以て上れども、後鳥羽院は院宣を下して「去年損亡未曾有之間、一國忘東作之條、萬民成逃脫之思、仍庄公相共可修築之由、被仰下了、當庄雖無先例、依此修築、可遁水難者、何可遁申哉」と仰せられなほもしそれに應じ難き子細があらば、其れを分明に申告すべしと嚴重に命せられしを以て、案に相違の東大寺は、幾多の先例を引用してなほ其の特權を主張したるらしく、院廳に於ては終に三月二十九日に至りてさきの院宣を改めて再び院宣を出し課役免除を仰出されたり⁸⁾。乍併、その院宣が國衙に到達すると同時に美濃國在廳官人は再び解を上り、且つ水難に懸りし所々の繪圖をも副へて、「大井莊が水難に懸らずと稱して笠縫堤⁹⁾の修築に合力せず、且つ本寺に訴申して免除の院宣を得たる事は極り無き不當と謂つべし、凡そ流の末に懸り用水を請げざる庄々と雖も、皆便宜に依りて井堰役を勤仕し來るは往昔以來の先例なり。且つ彼堤に懸る國領地は僅かに十餘町なるに反して大井莊は數百餘町なり、されば假令、國衙よりの結構なしと雖も、彼庄自らが發起して修築の勤を致すべきが道理なるに、國衙の命を以て其勤を催せば、國宣に背き、枉げて訴訟を致し、其役を遁避せんと企つ、未曾有の所行なり、加ふるに彼莊の住人晝夜を分たず國領に亂入し、草萱を蒔り、藨萩を取る、早く制止を加へ、永く停止せらるべきなり、何の理由ありて國領地が大井莊のために恣に山野草木を取られ、しかも水難の面に立ちて、彼堤を築くべきか、何の理由ありて大井莊は、若干の水難に懸り乍ら、堤役に合力せずして免除の院宣を下され

たるや」と反駁し、重ねて御沙汰あらん事を求めたり¹⁰⁾。而して本文書は介務宿禰清康以下權介惣判官代大判官代等五名の在廳官人の運署する所なるが、其の文章流暢を缺き文意の通じ難き所もありて恐らく在廳官人の仲間に於て草案を作りしものらしく思はれ、却て野趣の力強さを思はしむるものあり。

之に對する東大寺の勒狀は正治二年四月日衆徒の運署¹¹⁾にて出されたりしが、それは「堤修固の事は當に國衙の大功たるのみならず莊家としても亦要樞の事務たるべき事は顯然たる所、しかも在廳の訴ふる所、また其の理なきに非ず。乍併、當寺の寺領に對しては國事敕役以下一向を免除されたるものにして、此の堤修固の一事のみを催促さるゝ理なく、往代以來免除四百年餘を経たり。今度もし此役を勤むれば、自餘の院事國役、是を以て例となし、連々相課せらるべく、然らば一莊衰滅の期、近きにあらん。又、此の大井一莊を失はゞ、權者化人の始め置かるゝ華嚴・法花の兩大會、何の用途を以て勤行すべき。件の兩會は、是れ鎮護國家の御願、此の最少の課役によりて此の御願の斷絶を無視さるべきか。況んや洪水連々の間、堤の修固また連々、然るに當庄未だ嘗て防河の勤を致さずと雖も、防河の事、闕けし先例なし、去月已に院宣を下さるゝ後、幾程を経ずして猶ほまた再び催促せらるゝ事滿寺の愁訴、衆徒の歎、只此事にあり」と稱して、國司の訴ふる所其の理なきに非ずとてそれを是認しながら、またその既得の權利を主張して一步も譲らざる巧妙さは、さすがに手に入つたるものと

感嘆する所なり。かくて其の結果は直ちに現はれて五月十一日には造東大寺長官右大辨藤原資實は後鳥羽院院宣を東大寺法印御房に宛て、施行し、大井庄堤役事は殊なる催促も與へずあのまゝにて、事治定すべき由を傳へ越えて五月晦日には改めて院宣を以て其の催促を停止せしめられたり。¹³⁾

*

*

*

*

*

*

更に時代の下りし永仁年間に至り、大井莊にはまた堤役の問題起りしが、これまた僅かに二通の史料あるのみなるを以て充分に事件を判明し難し。永仁四年九月二十五日陸奥守北條宣時相模守北條貞時の兩執權連署の將軍御教書によれば守護藤崎泰綱の弟長村の出せし盛資の請文に従ひ、津布良堤の修固について寺家よりの申出あれども、其の勤を致さしむべき事を、武藏守に宛て、命じ、それに關して翌五年六月三日某下知狀¹⁶⁾には津布良墨俣の事について申談すべき事あるにつき今月□日早朝墨俣宿へ御寄合あるべきを、大井庄政所に宛て、出せるものあるのみ。

國衙の管轄より獨立して各種の特權を把握し、享樂したりし大井莊も、鎌倉幕府の守護職設置のためには、幾多の變化を來し、守護の命する所ならんには堤役も勤むるに到りしなるが、その事については次項に述べんとする本莊の下司職を一見する要あるべし。(未完)

〔註〕 1 研究室第十冊

2 爾後それが免除さるゝ恒例とするに至りし事は『東大寺要録』卷二所收文治四年七月十三日の東大寺領

文書注進案中に、永久三年三月十一日・四年正月十六日・□年六月十八日・嘉應元年八月二十三日の役夫工米免除の宣旨を

- 含むによつて明なり。また中には役夫工代として莊家より押取したる利物・雜物を糺返償却せしめた事も見ゆ。 3 研究室第十冊 4 百鍊抄・明月記 5 明月記正治元年八月二十九日・九月四日・十一日・二十四日 6 研究室第十冊 7 東京帝國大學所藏東大寺文書正治二年三月十日院宣案 8 奈良中村雅真氏所藏文書、なほ其の案文は研究室第十冊にも收む 9 大垣市西北郊外に笠縫村あり。杭瀬河左岸にして、此時の堤役として大井莊に課せられしものは専ら此の方面の修築料なりしが如し 10 國史研究室所藏東大寺文書四の一 11 同上四の二 12 東京帝國大學所藏東大寺文書 13 研究室第十冊 14 同上第九冊 15 墨俣河の流域にして大垣市の東北に當る 16 研究室第九冊